

栃木県内における指定廃棄物最終処分場の候補地選定と通知に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年九月五日

上野 通子

参議院議長 平田 健二殿



## 栃木県内における指定廃棄物最終処分場の候補地選定と通知に関する質問主意書

環境省は平成二十四年九月三日、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により栃木県内で汚染された焼却灰や汚泥等の指定廃棄物を埋設する最終処分場の候補地を、栃木県矢板市塩田字大石久保の国有林野に選定したことを栃木県や矢板市に通知した。候補地選定のプロセスは事前に情報公開されず、通知の方法はあまりに唐突で、地域住民の感情に配慮を欠いていると指摘せざるを得ない。こうした観点から、以下のとおり質問する。

一 環境省は最終処分場候補地の選定方針として、必要規模や地形を考慮した国有地の中から、法令面の制約がない国有地を抽出し、さらに、最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認して複数の候補地を抽出した上で、現地調査を行い、最終的な候補地を選定したことを明らかにしている。環境省が選定方針に沿って、複数の候補地の中から矢板市塩田字大石久保の国有林野に選定した経緯を時系列に沿って詳細に説明されたい。

二 環境省が最終処分場の候補地選定のプロセスを情報公開せず、周辺住民の意見を聴取しなかったことについて、政府の見解を明らかにされたい。また、今後、地域住民に対してどのような方法で説明をするの

か、手順を明らかにされたい。

右質問する。